

令和3年10月28日

飲食店等の施設管理者 様

千葉県商工労働部企業立地課
飲食店感染防止対策事業担当

飲食店における連絡先の登録について（お願い）

日頃より、県政にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、10月24日をもって飲食店に対する営業時間短縮や酒類提供制限の要請を解除したところですが、営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止対策を徹底いただくよう、引き続き、お願いしているところです。

今後、感染状況の変化に応じて、飲食店に対する要請の内容等を変更する可能性があります。要請内容や感染症対策に関する情報について、出来るだけ早くお知らせできるよう、メールアドレス等の登録をお願いすることとしました。

つきましては、ご協力いただける場合、下記ホームページにアクセスの上、情報の登録をお願いいたします。

なお、インターネットやメール等を利用できない環境の方においては、必要に応じて、郵送等により対応させていただくことを申し添えます。

記

千葉県飲食店 ご連絡先登録フォーム

https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5489



【参考】飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業

<https://www.pref.chiba.lg.jp/rich/mimawari/gentityousajigyou.html>



※裏面もご参照ください。

【問い合わせ先】

飲食店感染防止対策事業担当

電話 043-223-3866



F A X : 0 4 3 - 2 2 2 - 4 0 9 2

E m a i l : rich7@mz.pref.chiba.lg.jp

インターネットの入力フォームに限らず、FAX又はメールによる連絡も受け付けます。
FAXの場合は下表に必要事項を記入し、メールの場合は下表の項目をメール本文に記載し、
上記提出先まで送付ください。

千葉県飲食店 ご連絡先登録フォーム

項 目	回答欄
店 舗 名	フリガナ
営業許可番号※1	(例) 船橋 保健所 第30 - 1234号
	保健所 第 - 号
確認番号※2	
メールアドレス	@
店舗ホームページ アドレス※3	
	<input type="checkbox"/> 県ホームページへのリンクを希望する。(希望する場合 <input checked="" type="checkbox"/>)
営業時間※4	

(留意事項)

- ※1：食品営業許可を受けた許可番号を記入ください。
- ※2：確認店のステッカー送付の際に付された番号を記入ください。まだ、ステッカーが届いていない場合や確認店ではない場合は、記入しなくて結構です。
- ※3：確認店は県ホームページに店舗名を掲載しています。店舗ホームページのリンクを希望される場合には、「希望する」にチェックを入れてください。
- ※4：曜日によって、営業時間が異なる場合は、主な時間を記入ください。
その他、同一事業者が複数店舗を営業されている場合等は、電話にて報告方法をご相談ください。